主 本件控訴<u>を</u>棄却する。

本件控訴の趣意は、弁護人安田忠提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、こ れをここに引用する。

控訴趣意第一点(憲法違反の主張)について

所論の要旨は次のとおりである。 、 原判決は、昭和四九年三月三日に施行されたA農業共済組合の総代選 第六区投票所の投票管理者であつた被告人において、単独あるいは原審 挙に際し 相被告人B又は同Cと共謀のうえ、その保管の投票用紙に候補者三名の氏名を勝手に記載して偽造した投票用紙合計二七枚を同第六区の投票所で投票箱に投函した事 実及び投票管理者として投票録を作成するに際し、前記各偽造投票を有効な投票の 如くみせるため、内容虚偽の投票録を作成のうえ、これを開票所で同組合に提出し た各事実を認定し、前者は、旧刑法二三五条に定める加重的投票偽造罪に、後者 は、旧刑法二三六条に定める報告者の詐偽行為に各該当するとして、被告人を有罪 とした。

しかし、旧刑法の右各規定は、次の二点からみて違憲のそしりを免れ ない。

実質的理由

旧刑法は、明治一三年太政官布告第三六号により制定公布されたもので、その制 定については、何ら民意にもとづかないものである。元来、旧刑法の公選に関する 罪は、明治一一年の府県会規則同一三年の区町村会法に選挙に関する罰則規定のな かつたことから、これを補うものとして制定されたものであるが、明治二二年に衆 議院議員の選挙法が制定され、大正一五年に市制、町村制、府県制にも選挙に関す る罰則が設けられて、これらの罪は徐々に旧刑法から離れ、昭和二五年に民主的か つ合理的な法制として、選挙に関する一切の罰則を集約大成する現行の公職選挙法 が制定されるに至つた。したがつて、旧刑法の公選の罪はその存在価値がなくな り、国民一般の意識から離れて、その存在すら誰れも知らない法律と化したのであ つて、刑法施行法によりその形式的有効性が認められている如くであるが、すでに 実質的に効力を失つた旧刑法の公選に関する規定を、現行の公職選挙法の適用ある いは準用のない選挙に適用することは時代錯誤も甚だしいといわねばならない。

形式的理由

旧刑法の公選の罪は、刑法施行法二五条により「当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効 カヲ有ス」とされているが、右施行法は、太政官布告等を救済するための経過的措 置であつて、明治二二年に旧憲法第七六条により旧刑法は遵由の効力を有するとさ れてはいたものの、現行刑法施行後すでに六八年を経て、現在は民意にもとづき制 定された他の法律と全く権衡を失するばかりでなく、国権の最高機関である国会に より議決された法律ではない。

以上のとおり、旧刑法の右規定は憲法四一条に違反し、同法九八条一項に より効力がなく、かかる旧刑法を有効なものとして適用した原判決は憲法三一条に 違反する。

というのである。

よつて判断するに、旧刑法第二編、第四章、第九節「公選ノ投票ヲ偽造ス ル罪」の各規定(二三三条ないし二三六条)は、明治一三年太政官布告第三六号に よつて制定されたもので、当時、民意を反映すべき国会等の制度はなく、その関与なしに成立したものであることは所論のとおりである。しかし、この規定は、明治 二年に旧憲法が制定されたとき、その七六条により「法律規則命令又ハ何等ノ名 称ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ総テ遵由ノ効カヲ有ス」 とされて、同憲法下における有効な法律として認められ、明治四一年一〇月現行刑 法が施行され、旧刑法が廃止された際にも、刑法施行法二五条一項により、旧刑法第二編第四章第九節の規定は「当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス」とされてその効力が維持され、昭和二二年五月現行審法が施行されるに当り、その九八条に おいて「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅 及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」とさ れ、従前の刑法規定のうち、現行憲法に反する条規の部分は、国会により刑法改正 という手続を経てすべて削除され、その際、刑法施行法も同旨の改正手続が履まれたが、旧刑法の公選の投票を偽造する罪の各規定が当分のうち効力を有するとした 刑法施行法二五条一項は、改正後の同法のその余の部分及び現行刑法の各規定とと

もにそのまま有効な法律として存置されたのである。そうとすれば、旧刑法の右各規定は、その制定の当初において、国会の議決を経ていないとはいえ、現行憲法の制定及びこれに反する条規廃止のための刑法等改正手続を通じ、国会の審議を経たうえ、同憲法に反しない有効な法律として黙示的に認証されたものと解される(最高裁判所昭和二四年四月六日大法廷判決、刑集三巻四号四五六頁。同昭和四五年一二月一五日第三小法廷判決、刑集二四巻一三号一七三八頁各参照)。

たしかに、太政官布告により制定された旧刑法の右各規定が、刑法施行法の経過的規定により「当分ノ内効力ヲ有ス」とされたまま、現行憲法下においても、国会で議決された他の法律とともに、その有効性を保たしめられるという法の形態に疑問があり、旧刑法の公選の投票を偽造する罪に関する諸規定を適用して処罰を公選の投票については、農業委員等に関する法律に規定されてといるり漁業では、これを廃止するなどして、その処罰の明確を期すがあるに、公職選挙法の所要罰則を準用するな望ましいところであるが、現れが現に活動をしている多数の公的法人の役員や公的委員会の委員等の選挙についた現に、法会的活動をしている多数の公的法人の役員や公的委員会の投票に関する各規的であるがき場合がいまなお相当あるものと解されるのであつて、その実質的存在理由もいまだ充分に認められるところである。

在理由もいまだ充分に認められるところである。 原判決に所論の如き憲法違反はなく、本論旨は理由がない。 控訴趣意第二点(法令の解釈・適用の誤りの主張)について

二、ようて、以下右所論について判断する。

(一) 旧刑法第二章第九節「公選ノ投票ヲ偽造スル罪」二三三条ないと 二三六条の規定が適用される公選とは、一般に法令により公務に従事する者の選挙を指すものと解されているところ、旧刑法の右各規定に相当する罰則を定めて長の 選挙に適用され、また、農業委員会等に関する法律あるいは漁業法において、農業委員会の委員の選挙あるいはD漁業調整委員会の選挙に公職選挙法のこう、 選挙に適用され、また、農業委員会等に関する法律あるいは漁業法において、農業 委員会の委員の選挙あるいはD漁業調整委員会の選挙に公職選挙法のこう。 とは、その被選挙者の行うべき事務が、国又は地方公共団体の事務若とはに 選挙に、でき事務であって、これらの選挙に、直接、公職選挙法のによれ に準ずべき事務であって、これらの者の選挙に、これらの各選挙と同様に処罰 用あるいは準用はされないが、その公共性からして、これらの各選挙と同様に処罰 するのを相当とする公的な選挙を指すものと解すべきである。

(二)、 そこで、右の見地から、本件A農業共済組合の総代選挙が、旧刑法に 定める公選の投票に当るか否かを検討する。

1 本件A農業共済組合が、農業災害補償法(昭和二二年法律第一八五号。)の制定にともない、同法の規定する農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済等の各種共済事業を行うため、a市(大字bを除く。)を対象区域として設立された、同法の定める法人であることは記録上明らかである。

2. ところで農業災害補償制度は昭和五、六年の冷害及び風水害による深刻な 農業恐慌と、これを原因とする五・一五事件及び二・二六事件等のあいつぐ動乱や 小作争議の勃発などの社会不安を契機とし、農家の救済とこれによる社会不安の除 去を目的として、昭和一三年に制定された農業保険法による農業保険に始まり(た だし家畜保険のみは昭和四年から実施されていた。)、戦後、農村の民主化のため 施行された自作農創設特別措置法の実効性を確保する趣旨も加え、昭和二二年に現行農業災害補償法が制定され、その後、累次の改正整備を経て今日に至つたものであつて、同法の直接の目的とするところは、農業者が不慮の事故によつて受けるとを補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資する(同法一条。以下、同法については条項のみを掲記する。)ことにあるが、同制度は、単に農業経営の安定と農業生産力の発展のみを目的とするものではなく、これを通じ、農村の民主化を図るとともに社会的不安を防止するという国家的政策の実現にあるという、このことは、同制度の前示沿革や農業共済の組織事業の内容及び国家財政による負担補助等について、農業災害補償法及びその関連法規が次のように規定していることから充分に認められるところである。

(1)、 農業災害補償事業とは、市町村を区域として設立される農業共済組合 (本件組合はこれに当る。)

- (3)、次に、農業共済は、農作物、蚕繭、家畜等の各共済目的について、法八四条の定める各共済事故の発生した場合、その共済事業を行う農業共済組合は、町村が組合員に対し共済金を交付することにより実施されるが、その共済資金ところの政府負担率は、共済目的によって異なるものの、農作物共済に例をとれる、五〇%ないし八〇%であつて、特に、異常災害における共済掛金は、農業共済組合連合会がこれを負担することとなる(一二条ないし一三条の三)うえ、農業共済組合等がその組合員に対して負う共済責任は、農業共済組合連合会がこれを保険による保険金の組合等に対して負う保険責任は、さらに政府の再保険にといるが、一三三条)ところ、政府の再保険による保険金が国庫により賄われるとはいうまでもないし、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の資金にあて出資で、特殊法人農業共済基金が設けられているが、その資本金の半額は政府の出資で

あつて(農業共済基金法五条)、結局、共済事故のうち災害率の軽度な通常災害の 共済金については、各組合員の共済掛金と政府負担金によつて賄われるが、災害率 の高い異常災害及び超異常災害については、その共済金の殆んどが国庫から各組合 員に交付される仕組みとなつている。

そして、なお、農業共済組合及び農業共済組合連合会の役職員(共済事業を行う市町村にあつては、共済事業に関する事務に従事する吏員その他の職員。)の給料、手当及び旅費、事務所費、会議費その他組合等の行う共済事業及び保険事業に関する事務の執行に必要な費用は国庫が負担する(一四条、同法施行令一条の=)

- (4)、 また右のほか、農業災害補償に関する書類については、印紙税が課されない(一一条)し、都道府県民税、市町村民税、法人事業税が組合に対し非課税とされる(地方税法二五条一項二号、二九六条一項二号、七二条の五、一項四号)など、農業共済組合について税法上の特例が設けられていることも、同組合の公共性を示すものと解される。
- (三)、そして、以上の事実からすると、農業共済事業は、本来、国の行うべき農業政策、社会政策に属する国の事業であつて、その各種共済事業を行う市町村が地方公共団体であることはいうまでもないが、農業共済組合も市町村と同じく国にかわり同種の共済事業を行うものとして、市町村に準ずべき公共的団体であり、その役職員は法令により、市町村の首長、議会議員あるいは職員に準ずる公的業務に従事する者と解するのを相当とする。
- で、(で四の) は、(では、) は、(では、) は、(での) は、(での) は、(での) が、(では、) に、(での) が、(では、) に、(では、) が、(では、) が、(が、) が

たものであることは記録上明らかである。 〈要旨〉(五)、 以上認定の農業共済組合の性格、組合における総代の職務内容 及びその選挙手続に照らすと、本件A農業共済組合における本件総代選挙は、旧刑 法第二編、第四章、第九節「公選ノ投票ヲ偽造スル罪」の各条に定める「公選ノ投 票」に当ると解するのが相当である。本件について、右各法条を適用した原判決 に、所論の法令の解釈・適用の誤りはなく、本論旨もまた理由がない。

に、所論の法令の解釈・適用の誤りはなく、本論旨もまた理由がない。 よつて、刑訴法三九六条にしたがい、本件控訴を棄却することとし、主文のとお り判決する。

(裁判長裁判官 野口喜藏 裁判官 吉本俊雄 裁判官 西村尤克)